

福 井 県 医 師 会

だより

第680号 平成30年(2018)2月



ホァングオシューブーブー
黄果樹瀑布

福井市 吉村 信

ホァングオシューブーブー
表紙写真説明：黄果樹瀑布

福井市 吉村 信

貴州省鎮寧県の西南、白水河から流下する高さ77.8m幅101mのアジア第一の大滝である。滝のある区域は山岳が重なり、白水河が水をいっぱいたたえて東北方から黄果樹地区を通過する時、カルスト地形の浸食とヒマラヤ造山活動により生じた亀裂に水が流れ込んで形成されたとされている。増水期に地響きを立てて滝壺に落下する水声は、5km先の村落（白水鋪）にまで聞こえるとのことである。滝裏の赤点は人物である。

醫 縫 録

交通事故医療問題連絡協議会について

労災自賠責担当理事 古瀬久裕



「県の理事をお願いします」。ある日の午後、市医師会で青天の霹靂。理事会当日を臨時休診にして出席すると、さらなる用務として労災自賠責担当理事を拝命することになりました。今回はそのご挨拶として交通事故における対応について私見を交えて書かせて頂きます。

【診断書】

警察に提出する診断書は本人の怪我の程度を申告するものですが、これは加害者の行政処分や刑事処分の根拠となります。診断する側にとってはほぼ意味のない4週間と1ヶ月の差は、処分においては非常に大きな差になります（前者は28日なので免停にならないこともあります、後者は30日と扱われて一発免停。刑事処分はこれとは別に課されます）。処分の軽重を理由に期間を調整してはいけませんが、僅か1～2日の違いであっても時には大きな意味をもつ場合があることを十分認識しておきたいところです。

また「全治2週間」などの断定的な表現は危険です。15日目に就労できなかったと患者からクレームがついたり、15日以上を要したのは治療ミスによる遷延ではないかと加害者側から問題視されたりする可能性があります。大相撲暴行問題の診断書でも話題になったように、句読点1つに至るまで言葉や数字の意味を十分に吟味する必要があります。

【支払中止】

損保会社から支払いの申し出があったにも関わらず支払ってもらえない事例があります。医療機関にとっては非常に困惑する事態ですが、これについては平成元年5月12日大阪高裁の判例があります。要約すると「一括払いは被害者の便宜のために治療費を立て替えているだけであり、保険会社に医療機関への支払い義務を課したり、医療機関に保険会社への支払い請求権を付与したりするものではない（支払われなくても文句は言えない）」という内容です。この点は自分も以前は勘

違いしていました。そのような場合は患者さんに請求することになりますが、実際はそう簡単ではありません。患者さんの被害感情が自院に向いてしまう理不尽な事態になりかねないので、慎重な対応が必要となってきます。

【治療中止】

損保会社は支払いを拒否することは可能ですが、治療を中断させる権利はありません。従って「損保会社から治療をやめるように言われた」のであればこれは問題です。しかし患者さんが「支払い中止」と「治療中止」を勘違いしている場合もありますので、そのあたりはきちんと確認および区別した上で対応する必要があります。

【問題事例】

最初と最後は受診するが途中は医療類似行為に行ってしまう中抜き事例や、あるいは全く受診せずに相当な期間が経過してから後遺症診断だけを求めてくる事例など、悩まされるケースが多々あります。また交通事故は自由診療なので健保のような審査機関がありません。そのため大都市等ではその妥当性に疑義を生じるような診療内容の医療機関や理不尽と思われる判断をする損保会社があるような話も聞きました。中立的な機関の介在が望ましいのかも知れません。

【最後に】

交通事故の診療には金銭的利害関係をもつ第三者が絡むので通常とは異なる配慮や対応が求められます。交通事故医療問題連絡協議会は紛争解決機関ではありませんが、ご相談頂いた件について損保会社と一堂に会して協議できる数少ない場を設けています。お困りの事例がありましたら是非ご相談下さい。